

**第 9 回 庄内南部地区合併協議会
専門小委員会 第一小委員会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 3 月 7 日（日）

場 所：朝日村中央生涯学習施設すまいる

第9回庄内南部地区合併協議会専門小委員会第一小委員会 会議録

- 日 時 平成16年3月7日(日)午後3時17分～
- 場 所 朝日村中央生涯学習施設すまいる 第2研修室
- 次 第
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 協 議
 - (1) 新市建設計画について
 - (2) その他
 - 4 閉 会

○出席委員

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名
委員長	朝日村議会議長	進藤 篤	委 員	鶴岡市・識見を有する者	菅原 一浩
副委員長	藤島町議会議長	齋藤 久	委 員	藤島町・識見を有する者	伊藤 忠
委 員	鶴岡市議会議員	斎藤 助夫	委 員	三川町・識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員	羽黒町議会議員	富樫 栄一	委 員	温海町・識見を有する者	齋藤 金一
委 員	三川町議会議長	大滝助太郎			

○欠席委員 前田 藤吉委員

○出席専門部会員

役 職 名		氏 名	役 職 名		氏 名
総務部会	部会長	佐藤 智志	商工部会長 兼 観光部会長		青木 博
	副部会長	奥山 眞弘	商工部会	副部会長	加藤 淳一
	庶務・人事・選挙管理分科会長	蓮池 一輝		副部会長	半澤 正昭
	企画分科会長	小林 貢	観光部会	副部会長	佐藤 茂
	議会・監査分科会長	山口 朗			

○出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
総務課長	石塚 治人	総務主査	吉住 光正
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功

1 開 会（午後3時17分）

○石塚治人事務局総務課長 それでは、ただ今から第9回の第一小委員会を開会いたします。

合併協議会に引き続きで恐縮でございます。よろしくお願いいたします。
それでは、早速次第により進めさせていただきます。

2 あいさつ

○石塚治人事務局総務課長 初めに、進藤委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○進藤 篤委員長 どうも第一小委員会の皆さん、大変ご苦労様でございます。きょうは、第9回の会を開催することになりました。会場地、この朝日村で、遠いところお越しをいただきまして、ありがとうございます。きょうも時間も若干予定よりも経過しておりますけれども、皆さん方のご意見を聞きながら会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、櫛引の前田委員さんが欠席ということで申し出ありましたので、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石塚治人事務局総務課長 ありがとうございます。

本日の小委員会ですけれども、お手元の次第に載せております新市建設計画、それともう一つ、前回の協議会のほうで話もありました地域審議会などについての勉強会と申しますか、意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、引き続き進藤委員長より会を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 協 議

（1）新市建設計画について

○進藤 篤委員長 それでは、協議に入りたいと思います。

最初に、新市の建設計画についてであります。

なお、今事務局からも話ありましたけれども、この前話題にしておりました地域審議会についての勉強会といいますか、情報交換、これも引き続ききょう予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（1）について事務局のほうから説明をお願いします。

○石塚治人事務局総務課長 これにつきましては、先ほどの協議会のほうでもご協議をいただいたところでございますけれども、なお細部についてなど、ご意見とかお気づきの点があればお聞かせいただきたいというふうに思っております。格別第一小委員会の分野ということに限ってということでもなくて、何なりとご発言いただきまして、それはそれぞれ担当の分科会のほうに伝えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○進藤 篤委員長 それでは、先ほどの協議会の中でも意見が出されたわけですが、この小委員会でも再度ご意見のある方は述べていただきたいというふうに思いま

す。

なお、進行上、少し区切りながら進めていきたいと思いますので、ご理解をお願いします。

まず最初に、序論ということで1ページから5ページまで述べられております。とりあえずここまでということで区切りながら進めますので、よろしくお願いいたします。序論に関しての意見のある方お願いします。

○進藤 篤委員長 それでは、ないようですので、次に進みたいと思います。

次に、新市の概況という…。

○大滝助太郎委員 ちょっと一つだけ。今の関係で新市の総合計画を策定するとあるわけだ。これは今の市町村の総合計画というのは出ていて、多分10年分ぐらいのものが提出されているということだな。この総合計画というのは、それをそのままそっくりとはいかないでしょうから、財布のほうとの関連もあるんだろうから、ここでいう新市の総合計画というのは、その出されたものをある程度財布をにらんで可能なものを載せてこういうものをつくるということになるのか、ただ合併ということで新しい市になるわけだから、それだけでは当然いかないわけなんで、新たなものも当然入ってくると思うのです。ここでいう総合計画というのはどういうことを表わしていくのか。

○石塚治人事務局総務課長 ここに書いてあります総合計画といいますが、今現在の総合計画を持ち寄ったというようなことではなくて、こういった新しい時代に入ってますので、新市としてのやはり新しい視点からの新しい時代に合った、ここにありますように新市の社会経済全般にわたる構造的な実態調査、かなり綿密な調査をして、またさらに新市にあって本当に新しい市をどうやっていかなきゃいけないのかといったような新たな視点での総合計画という考え方があります。今現在協議いただいています建設計画は、ある程度今現在のそれぞれの市町村の総合計画だとか、振興計画を基にしてつくるわけでありましてけれども、新市においてはやはり新たな時代に対応した総合計画をつくっていかなくちゃいけないだろうと、そういった意味の総合計画であります。

○大滝助太郎委員 そうすると、私の考えと若干違って、それは確かに大切なんだ、新市としての新たな計画というものと、あとやっぱり従来の7市町村のそれぞれ例えば10年間でおよそこういうことをやっていくというものもあるわけなんで、それを合わせたものが新市の建設計画になるわけでしょう。例えばそういうバランス的なものというのであれば、仮に言えば単独の市町村から出てきたものであっても、これはもう多分今までの計画どおりはやられないだろうし、そうするとそのバランスというのか、新しいほうの計画がどのぐらいでこっちのほうどのぐらいというのは立ちにくいと思うけど、その辺をまずおよそどんなふう考えているのか。

○石塚治人事務局総務課長 そのあたりは、実際の策定の中で今の計画に載っているようなものも入る場合もあるでしょうし、入らない場合もあると思います。いずれにし

ても新市において新しい時代に立ち向かう計画をつくる必要があるだろうということを書いているだけであります。その先その計画がどういうふうな内容のものになるかというのは、やっぱりそこにありますような実態調査とか、そういったものを踏まえてやられるべきであるということでもあります。そのあたりのことは、今持っているものをどのぐらいとか、そういった話ではなくて、ただ、今ある計画をつなげていくだけではだめでしょうと。やはり新たな市での総合計画が必要だと、新しい時代に合った総合計画を、そこにありますように、社会経済全般にわたって構造的なものを本当に突き詰めて考えてやっていかなきゃいけないだろうということを書いてあるわけでもあります。

○大滝助太郎委員 そうすると、一応表向きはそういうふうになるんだけれども、具体的につくるとすれば、中心となる鶴岡市というものの建設計画というのは全体的なものが入るわけだから、今言えば鶴岡市の計画というのは場合によっては全体の新市の計画がそこにいく可能性はあるわけだけれども、そうするとその辺はどこで企画されるわけですか。そういうことを含めた最初のそういう割合をどうするとか、その辺はどんなふうに進むわけですか。

○石塚治人事務局総務課長 そのあたりは、やはり新しい市で企画担当部署もあるでしょうし、当然新しい市で総合計画審議会がつくられるわけですので、そういったところで検討していただくということでもありますので、もう今の段階でどういうものかというところはちょっと申し上げられるような段階ではないと思います。

○進藤 篤委員長 それでは、次に進みたいと思います。

2 番目、新市の概況についてということで 6 ページから 9 ページまでありますので、これに関してどうですか。

(「なし。」という声あり)

○進藤 篤委員長 それでは、次に進みたいと思います。

3 番、主要指標の見通しということで 10 ページから 13 ページまであります。これに関して。

○進藤 篤委員長 ないようですので、次に進みます。

4 番、新市建設の基本方針、これについては 14 ページから 24 ページまでとなっております。このことに関してご意見のある方、お願いします。

○大滝助太郎委員 あまり重要なことではないけれども、大学等の研究活動に支援をするということが出ているわけだ。この中で東北公益文科大学の関係で、この大学というのは 14 市町村でやっているわけだから、合併したから南だけ今度は大学院だけを支援するということではないわけでしょう。あくまでも大学と大学院というのは 14 市町村の責任でやっているわけだから。ただこの文面を見ると何か大学院だけを支援するみたいに出ているけれども、今も 14 市町村、我々の町も大学を応援しているわけ

だから、それは変わらないで、大学院も含めて全部ということなのか、ちょっとこれだけ見ると、何か大学院だけを支援するみたいな表現に取れるんだ。でも、これはそうではないわけだな。

○**小林 貢企画分科会長** 庄内の大学構想ですけども、委員さんおっしゃるとおり県と14市町村が東北公益文科大学と慶應の研究所を支援していきましょうという全体のフレームはそうなっております。そういった意味では、当然大学院だけではなくて学部もそうでありますし、あるいは慶應の研究所も当然入ってくる。単に今回の大学フレームだけではなくて、既存の山形大学農学部とか、あるいは鶴岡高専、そういった高等教育研究機関すべてを含んで地域と連携しながら先端的な研究都市をつくりましょう、そういった考え方であります。

○**大滝助太郎委員** この表現は大学院だけ書いてあるんだ、18ページ。だから、これは大学院にだけ力を入れて、こっちは力入れなくていいということならそれでいいのだけれども、大学のほうも今までどおりやって大学院もとなればこの表現ではちょっとうまくない。

○**小林 貢企画分科会長** 直接的にキャンパスとして鶴岡と申しますか、新市にあるという意味で大学院というふうな記載になっておりますけれども、含意としては学部を含んだ大学院というふうに、そう読めないということであれば、大学及び大学院、そういうふうに修正してもよろしいと思いますけれども、含意としては学部も含んでいるという意味です。

○**大滝助太郎委員** でも、これ見た人はそう取れない。そういう気持ちがあるんだとすればやっぱり両方書いたほうがいい、誤解されるから。

○**小林 貢企画分科会長** わかりました。そのように書き直すようにします。

○**進藤 篤委員長** 正式名称はやっぱり公益文科大学、大学院…。

○**大滝助太郎委員** 大学院というのは附属なんだ。だって大学なくなれば大学院だけだと、大学あるから大学院があるんだから。

○**進藤 篤委員長** そのほか。先ほども大分意見があったようです。

それでは、ないようですので、次に進みます。

5番、新市の施策ということで25ページから40ページまでということになっております。この件に関してご意見を伺います。

○**大滝助太郎委員** さっきの駅前地区というのは、最初の説明であったけれども、これはどういうところ、どこを指すか。

○**小林 貢企画分科会長** 事業レベル、具体の事業でどういうふうに進むかということ

に関しては、財政計画との関係もあって現在調整中ということでございますけれども、大きく鶴岡駅あるいは藤島駅、温海駅、あつみ温泉ですか、そういった駅前周辺地区という、そういった意味を含んでおります。

○大滝助太郎委員 大山は入らないのか。

○小林 貢企画分科会長 想定される具体の事業というものを念頭に置きながらただ今申し上げたわけですが、大山にも駅ありますし、駅といえば三瀬とかもっていったいありますけれども、いろいろ各市町村で構想あるいは計画をしている事業を念頭に置くと、例えば今申し上げたような駅前地区、そういったようなことです。

○進藤 篤委員長 ほかに。

○進藤 篤委員長 ないようですので、次に進みますが、6番の新市における県事業の推進、これはカットで、7番、公共施設の適正配置と整備ということで何行かありますけれども、この件に関してご意見ありましたら。

○進藤 篤委員長 それでは、ないようですので、これで終結いたしまして、何か全般的にご意見ございますか、全部通して。

○進藤 篤委員長 それでは、ないようですので、これで協議を終了したいと思います。

(2) その他

○進藤 篤委員長 それでは、その他ですが、この件に関しては、この前も話して約束しました地域審議会ということですので、これは一応勉強会ということでやろうということで計画しておりましたので、説明員の方はここで退席してもらっても結構だと思います。我々委員の方々の意見交換あるいは勉強会というような形でやりたいというふうに思います。

なお、この進め方ですけれども、地域審議会を設置するということはこの小委員会では決まっているわけですから、概要についての勉強会ということでございますので、これに関しては、こういう会議形式も必要だと思いますけれども、自由に意見交換というふうな形でやったらどうかなと考えておりますけれども、いかがですか。説明は事務局からしてもらいますけれども、意見交換はそれぞれフリートキングでやったほうがいいかなというふうに思いますけれども。

○斎藤助夫委員 それは、協議題でなくその他ですか。

○進藤 篤委員長 その他で、協議題の取扱いします、どうですか。

○鈴木多右エ門委員 堅苦しくやるのより、委員長言うような形のほうがいろんな意見が出やすいのではないか。

○**富樫栄一委員** 休憩して協議をするのはいいけども、説明は。

○**進藤 篤委員長** 説明は受けますけども、休憩してやったほうがいいですか。

(「休憩してやったほうがいい。」という声あり)

○**進藤 篤委員長** 説明はちゃんとやりますけども、じゃ、そのように休憩してフリートキングという形で意見交換はするということで。

それでは、その他ということに入りまして、地域審議会のことについて事務局から資料も準備してもらいましたので、その説明をお願いいたします。

○**石塚治人事務局総務課長** 住民の声を反映させる仕組みというふうなことでいろいろ地域審議会とかこれまで議論があるわけでありましてけれども、新市でどういったものがあるのか、実際のところ私も悩んでいるといったようなところでもあります。現状の仕組みがどうなっているか、どういったものがあるか、またそこにはどんな問題点があるのか、また新市での仕組み、どんな期待をかけるのか、どういった役割を担ってもらったらいいのか、いろいろそういったようなところではなかなか考えがまとまらないところがあります。実際地域審議会という制度がありますけれども、聞くところ、見るところによりますと、平成13年に大船渡のほうで初めて一つできて、あと残りは去年の4月から出てきたものばかりということで、その中身、実態的なところもなかなか把握し切れていないといったようなこともあります。

私もとしまして、地域審議会をつくるべき、要らないだろうとか、そういった表面的な議論というよりも、やはり先ほど申し上げました現状どんな問題があるか、合併した後どんな期待がかかるのか、どういった役割がいいのか、そういった実際的なところを委員の皆様は普段思っていること、感じていらっしゃるようなことを意見交換としてお聞きしまして、私どものこれからの検討、また合併協議会での協議につなげてまいりたいというふうに思っております。そういったことで意見交換のきっかけになればということで二つほど資料を用意させていただいております。

どちらからということでもないんですが、地域審議会というのが一つ大きな議論にもなっていますので、法的な制度でもありますので、地域審議会を1枚の紙にまとめたものを用意しております。合併特例法の中で市町村建設計画の作成ということなんですが、第5条の第9項のところでは、今ご議論いただいております市町村建設計画ができた後ということになるわけですが、変更しようとする合併市町村の長、新市の長でありますけれども、市町村建設計画を変更する場合には、地域審議会があるのであればそこに意見を聞くといったことが義務づけられているということがあります。

あと第5条の4で、地域審議会については合併関係市町村の協議、これは合併前の市町村協議ということでもありますけれども、期間を定めて一定の期間、何年だとかというふうな期間を定めて、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、これは今庄内南部七つでありますので、七つ全部でもよければまた六つでもいいし、五つでもいいし、自分のところは欲しい、自分のところは要らないとかということがあってもいいわけでありまして、その区域ごとに合併市町村が処理する当該区域に係る事務、その区域での事務ということになりますけれども、それに関して市長の諮問に応じて

審議すると、または必要と認める事項について市長に意見を述べる審議会を置くことができるということがまずあります。その地域審議会の構成員の定数、任期、任免、そういった組織だとか運営に関する事項については、各市町村の協議によると。

第3項で、前2項の協議については、合併市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは告示ということであります。仮にどこか一つだけにつくるといったような場合であっても、七つ全部につくるといったような場合であっても、七つの市町村すべてで議決を経なければならないということになるわけであります。仮にどこか一つの市町村がどこにも要らないといったようなことで議決をしないといったことになれば、どこにもつukれないといったようなことになってしまうわけでもあります。

第4項のところで、第2項の協議により定められた事項、これは合併前の協議で定めた事項ということですが、これを合併後に変更しようとするときは、条例で定めるということになるわけであります。

下のほうにまいりまして設置根拠、2の組織、運営、3の市町村議会の議決、4の役割といったことは、今法律の条文と合わせて申し上げさせていただいた事項とあまり変わらないんですけれども、法律より若干わかりやすい言葉で書いたといったような中身であります。

もう一つの資料、今度横書きで6ページまでつづったほうでありますけれども、今現在住民の声を吸い上げる仕組みとしてどんなものが7市町村でやられているかといったのがこれであります。

まず一つが、総合計画審議会、振興審議会など、総合計画等の策定に関して諮問し、調査と審議を経て答申を受け、計画策定の基とするというものであります。そこにありますように、あと2枚目のところに現在どんな方が委員になられているか、そういったことを表にまとめております。

あと3ページにまいりまして、地区または団体ごとなど、住民と直接対話する場を設定して、市町村政について説明するとともに、住民の意見、要望等を把握すると。これは、市長と語る会だとか、町長と語る会だとか、直接住民と対話するといったような中で住民の声を吸い上げ、反映していくといったようなことが行われております。

4ページにまいりまして、自治組織代表者等の組織との会議などにより整理、集約された住民の意見、要望等を把握するといったようなことでは、町内会連合会だとか、区長会だとか、そういったような組織、そういった代表者との会議で、これも住民の意見、要望等の把握が行われているといったことであります。

5ページにまいりまして、上のほうでまちづくりについての創造的な提言を期待し、各層住民の意見交換、協議の場を設定すると。羽黒町さんのまちづくり委員会だとか、三川町の三川トピア創造委員会とか、温海町の未来創造まちづくり会議、そういったようなものが設置されております。

下のほうでは、女性の市町村政への関心を高めるとともに意見、要望等を把握するといったことで、羽黒さんでは集落女性井戸端会議、女性議会といったものが行われております。

最後のページでありますけれども、上のほうの6番では、住民個々の自由な意見、要望等を収集、把握するということで、各市町村、提言はがきだとか、またホームページで意見を収集するといったようなことも行われております。

あと一番下のほうで鶴岡市で総合相談窓口ということで、個々の具体的な悩み等について相談を受けるということでもあります。

新市における地域審議会といったようなものを考えれば、こういった住民の声を反映する仕組みもいろいろ現在あるわけでありまして、そのあたりのところも新市でもこういったことはやはりやっていくべきだろうというようなこともあるかと思いますが、こういった住民の声を反映する一連の仕組みの中で、地域審議会的なものをどういう位置づけ、どういう役割を担わせていくのか、そのあたりのご意見を頂きたいといったことでもあります。

○進藤 篤委員長 ありがとうございます。

とりあえず今の説明に関して何か質問があればご発言願います。

○大滝助太郎委員 地域審議会というのは、つくるということになれば協定項目に載るわけですか。

○石塚治人事務局総務課長 はい。

○大滝助太郎委員 そうなると最低何々というか、例えば構成、名前とか、あるいは最低でどんなことを…。

○石塚治人事務局総務課長 地域審議会を設置しているところは協定に載るのが当然普通であります。しないところは、しないという協定を結んでいるところもありますけれども、一般的には協定項目に入れる必要はないかなと思います。つくるところは当然協定項目に載せるということになりますし、今の法律との関係でいえば、この紙でいきますと2番の組織及び運営、こちらで(1)で構成員の定数、例えば15人だとか20人だとか、任期だとか任免、こういったようなところは市町村の協議であらかじめ定めるということになりますので、協定書そのものには載らないにしても、そこまでは話し合っておく必要があるということになるかと思いますが。通常の審議会であれば、所掌事務だとか委員の数載っておりますけれども、あの程度のものは審議会の体裁をとるのであれば話し合っておく必要はあるのだらうなというふうに思っています。

○大滝助太郎委員 ここに載っているやつだな。

○石塚治人事務局総務課長 ええ、それをあらかじめ論議しておかなきゃいけないと…。

○斎藤助夫委員 私の見方悪いかもしれませんが、先ほどのご説明の中では、庄内南部は7市町村になっていきますけども、その中でどこかの一つの市町村でも議会であれば必要ないということにした場合は、成立しないという説明あったわけですが、そのものは何か明記されているわけなんですか。

○石塚治人事務局総務課長 その四角で囲んでいます第5条の4の第3項、前2項の協

議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときはとなっていますけれども、議会でそれぞれが議決して、今回の合併協議会の設立と同じように、同じものがそれぞれの議会にかけられると。その議案書の中に七つ全部に審議会をつくるようになっているか、六つとか五つとか、それはまた別な話ですけども、いずれにしてもつくる場合には、七つに同じ議案が出されて、それが可決されると。その後に協議が調ったということで通常であれば市町村長が印鑑を押したような協議書をつくりまして、告示するという手続になります。

○**斎藤助夫委員** そうすると、実際まずそういうふうになった場合は、やっぱり第5条4の3項の解釈でそういうふうに決定されることになっているのか。

○**石塚治人事務局総務課長** はい。

○**大滝助太郎委員** 自分のほうで必要ないというのはいいんだ。けども、おれのほうで要らないからほかでもつくるのは反対だというのは、ちょっとその辺わからないけども、意図するところは何なのですか。

○**石塚治人事務局総務課長** そこは、私もわかりませんが、まず合併前に協議するというのそういうことの意味だと思います。要らないところは自分のほうで条例化しなければそれでいいんだろうとか、必要なところは自分のほうだけですればいいんだとか、そういう話では協議という形になりませんので、協議するという意味合いはそういう意味合いがあってこういう法制度になっているということです。

○**大滝助太郎委員** 余談ですけども、名称を決めるのにあなた方やりたければやれと、それもこれから見ると何か、例えばこんなことやろうという声を出して、それが一応全体で取り組もうとしても、いやそれはやりたいところやればいいのだということに、やっぱりそれは一つの線を出してということになる。

○**石塚治人事務局総務課長** それは、まず協定項目が普通でいえば50とかあるわけですけども、合併特例法上こういう手続を必要としているのが地域審議会、あと議員定数、農業委員会の在任特例とかを使う定数、そういったように限定されているわけなんです。名称についてはそういった手続は予定されておりませんので、地域審議会をつくる場合には、どうしてもこういう手続を踏まざるを得ないということであります。ほかの協定項目と全く一緒にできなくて、特にこういった今申し上げました三つぐらいが特別の手続が必要になってくるということであります。

○**大滝助太郎委員** すると鶴岡市さんからだめだと言われれば...

○**斎藤助夫委員** そういう意味でお聞きしたのではありません。

○**齋藤金一委員** この地域審議会のところに期間を定めてということで、一定の期間ということになっているんですけども、これは合併してから例えば5年間だけだとい

うような、そういう意味合いなんですか。例えば今市町村のほうに振興審議会とか総合計画審議会とか、いろんな名称でありますけれども、このような格好で生きていくということじゃなくて、あくまでも一定の期間で終わるという意味ですか。

○石塚治人事務局総務課長 これは、あくまでも合併市の一体性を図る上で当面の措置としてやるものということですので、恒常的なものではなくて、期間を定めなくてはいけないということですのであります。

○進藤 篤委員長 そのほかいかがでしょう。

まだあるかもしれませんが、また出されたときはその都度お願いしたいと思います。

それでは、話し合い、意見交換ということで進みたいと思いますが、ここで自由に話をしたほうがいいと思いますので、この委員会をとりあえず休憩という形にして会を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休 憩 午後3時55分）

（再 開 午後5時00分）

○進藤 篤委員長 再開します。
事務局からその他ありますか。

○石塚治人事務局総務課長 いろいろご意見いただいてありがとうございます。まず、うちのほうでも今のご意見を踏まえていろいろ考えたいと思います。これから残された建設計画などは着々とできていくかなという感じでもあります。その中でこのあたりはまた最後まで重要な事項として残っていくかなと思っていますけれども、また協議会の場でも議論には当然なっていくでしょうから、その際それぞれの意見を出していただく中で協議会として方向が出ていけばいいなと思いますけれども、ちょっと今のところ私もどう申し上げていいかわかりませんが、きょうは様々ご意見をいただきましてありがとうございました。

4 閉 会（午後5時01分）

○石塚治人事務局総務課長 長時間にわたりましたけれども、まずきょうはこれにて終了させていただきまして、また次回よろしくお願いいたします。大変きょうはありがとうございました。